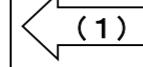
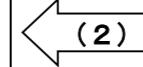
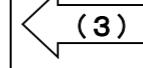


骨子案 権利擁護専門部会担当分野

分野（大分類）【総合計画】	施策の方向性（中分類）	現状・課題及び取組の方向性	数値目標等
3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1) 障害のある人への理解の促進	<p>(1) 【I 現状・課題】 引き続き、障害のある人への理解を広げるための周知・啓発が求められている。障害を理由とした差別には、制度や慣習が原因となっている事案もあり、障害者条例に基づく推進会議等において議論し、改善を図っていく必要がある。また、新型コロナウイルス感染拡大時には、障害特性によりマスクの着用が困難な方々の不安や不便が少しでも解消されるよう、理解促進のための周知・啓発を行った。</p> <p>【II 取組の方向性】 障害者条例に基づく広域専門指導員・地域相談員による地域に根差した周知・啓発活動等により、障害のある人への理解の促進及び障害のある人に対する差別の解消に努める。また、マスクの着用が困難な方など、障害特性により様々な状況で困難を抱える方についても、理解の促進に努める。</p>	 (1) <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の認知度 県独自(総合計画) ・障害者条例に関する周知・啓発活動回数 県独自
	(2) 子どもたちへの福祉教育の推進	<p>(2) 【I 現状・課題】 子どもの頃から障害のある・なしにかかわらず活動を共にすることは、全ての子どもの社会性や豊かな人間性を育成する上で大きな意義があることから、引き続き福祉教育を推進する必要がある。</p> <p>【II 取組の方向性】 福祉教育への取組等を進める学校を、引き続き、福祉教育推進校として指定し、その活動を支援する。</p>	 (2) <ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育推進員養成研修の修了者数 県独自
	(3) 地域における権利擁護体制の構築	<p>(3) 【I 現状・課題】 障害者虐待については、虐待の未然防止や早期発見・対応が求められており、そのためには、地域で障害のある人に関わる人々の権利侵害に対する意識を高めていく必要がある。</p> <p>【II 取組の方向性】 虐待を防止し、早期発見するために、市町村や障害者支援施設等に虐待防止アドバイザーを派遣し、地域における関係者に理解を求め、権利擁護に係る体制の整備を図る。また、虐待を発生させないための取組等について助言を行う。</p>	 (3) <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止アドバイザー派遣数 県独自 ・職員対応要領策定市町村数 県独自 ・成年後見制度利用促進基本計画策定市町村数 県独自
	(4) 地域における相談支援体制の充実	<p>(4) 【I 現状・課題】 差別の相談は障害者条例に基づき、広域専門指導員及び地域相談員が担当しており、広域専門指導員や地域相談員のより有効な活用方法の検討や、研修等を通じた相談対応力の強化を図る必要がある。また、地域における相談支援体制の充実のため、障害者差別解消支援地域協議会の活性化を図る必要がある。</p>	 (4) <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消支援地域協議会設置市町村数 県独自

	<p>【II 取組の方向性】 障害を理由とした差別の相談に適切な対応ができるよう、広域専門指導員や地域相談員のより有効な活用方法を検討しつつ、研修等を通じた相談対応力の強化を図る。なお、様々な分野の差別相談にも対応できるよう、広域専門指導員、地域相談員及び市町村の連携強化に努める。また、障害者差別解消支援地域協議会が各市町村に設置されるよう、情報提供を行い支援する。</p> <p>(5)</p> <p>【I 現状・課題】 障害のある人とのコミュニケーションを支援する人材としては、手話通訳者、要約筆記者、点訳・朗読奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者などの、人材の確保、育成が求められている。</p> <p>【II 取組の方向性】 引き続き、人材の育成に取り組むとともに、手話通訳者及び要約筆記者養成研修に資するため、手話通訳者及び要約筆記者養成のための指導者育成を引き続き実施する。</p>	<p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者・要約筆記者実養成講習修了見込者数 厚労省指針 ・盲ろう者向け通訳・介助員実養成講習修了見込者数 厚労省指針 ・手話通訳者・要約筆記者派遣実利用見込件数 厚労省指針 ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣実利用見込件数 厚労省指針 ・点訳・朗読奉仕員養成人数及び研修回数 県独自 ・失語症者向け意思疎通支援者実養成講習修了見込者数 厚労省指針 ・失語症者向け意思疎通支援者派遣実利用見込件数 厚労省指針 ・意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業の実施の有無 厚労省指針
	<p>(6)</p> <p>【I 現状・課題】 人とどのようにコミュニケーションをとるかということは、普段の生活を送る上で重要な事項となるため、障害のある人の情報・コミュニケーションバリアフリーの体制確保が重要となる。また、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進について示されている。さらに、社会全体でDXが推進されているが、これらの取組を障害のある人の日常生活の向上につなげることが重要である。</p> <p>【II 取組の方向性】 「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」が幅広く活用されるよう、市町村をはじめとした関係機関や民間事業者への周知に努め、必要な配慮を行うよう働きかける。また、障害のある人のデジタル技術の活用が進むよう、研修や相談支援、広報などに取り組む。</p>	